



令和8年1月21日
近畿運輸局自動車監査指導部
(貨物担当)

日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和8年1月21日付けで、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社（法人番号 1010001112577）

住 所：東京都千代田区大手町2-3-1

代 表 者：小池 信也

2. 処分内容

自動車の使用の停止処分（10営業所）

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
兵庫	湊	1両×60日	京都	夜久野	1両×60日
兵庫	播磨新宮	1両×60日	奈良	室生	1×60日
兵庫	三日月	1両×60日	滋賀	多賀	1両×58日 1両×59日
兵庫	神崎	1両×60日	滋賀	愛知川	1両×60日
京都	郷ノ口	3両×31日 1両×33日	和歌山	山東	1両×60日

3. 処分日

令和8年1月21日（水）

【問い合わせ先】

近畿運輸局自動車監査指導部自動車監査官 山下・竹内

TEL：06-6949-6448